

医政総発 1 2 2 7 第 5 号  
医政地発 1 2 2 7 第 1 号  
医政医発 1 2 2 7 第 2 号  
医政齒発 1 2 2 7 第 1 号  
医政看発 1 2 2 7 第 1 号  
平成 2 9 年 1 2 月 2 7 日

各 ( 都 道 府 県 )  
保健所設置市 医務主管部 ( 局 ) 長 殿  
特 別 区

厚生労働省医政局総務課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省医政局地域医療計画課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省医政局医事課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省医政局歯科保健課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省医政局看護課長  
( 公 印 省 略 )

#### 職業安定法等の改正の施行に向けた周知への取組について

職業安定法 ( 昭和 22 年法律第 141 号 ) の一部の改正を含む「雇用保険法等の一部を改正する法律」 ( 平成 29 年法律第 14 号 ) の一部並びに関係政省令及び告示が平成 30 年 1 月 1 日から施行されることとなっておりますが、今般、当省職業安定局より、改正内容に係る関係事業者等への周知を図るため、周知資料「労働者を募集する企業の皆様へ」を作成したとの連絡がありましたので、貴職におかれましては、内容について御了知の上、これを活用いただき、管内医療機関、関係団体等に対して周知を図っていただく等、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今般の改正により、職業紹介事業者に対しては、紹介実績等に関する情報提供が義務づけられ、厚生労働省の運営する「人材サービス総合サイト」に掲載されますので、医療機関が職業紹介事業者を選ぶ際に、参考情報の一つとして確認できます。

上記の参考情報を掲載するため、職業紹介事業者からの紹介により就職した求職者が 6 か月以内に離職したか否か、職業紹介事業者から調査の依頼があった場合には、求人者も協力する必要があります。



また、別添のリーフレット中の5「職業紹介事業者を利用する場合のポイント」に記載されている通り、職業紹介事業者が遵守すべき事項も、職業安定法に基づく指針において、新たに定められています。貴職におかれましては、都道府県労働局需給調整事業課（室）及び都道府県医師会等との連携を十分にとり、職業紹介事業者において、指針の趣旨に反する行為が見られた場合には、都道府県労働局需給調整事業課（室）に情報提供いただきますよう、職業紹介事業者からの調査への対応と併せてご依頼願います。